

# 「すまいの再建」6つの支援策

## 対象世帯

- ① 応急仮設住宅の入居世帯 ② 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付世帯  
③ 半壊の罹災証明書の交付世帯で解体した世帯 ④ 法に基づく長期避難世帯

### 自宅再建 希望世帯

#### ① 60歳以上の方に向けた支援

月々支払う  
利子の一部  
を助成

月々の負担  
1万円～

リバースモー  
ゲージ型の融  
資に対する利  
子助成

利子相当分  
を一括助成

#### ② 一定額までの利子負担を軽減

借入額(850  
万円まで)の利  
子を助成

月々の負担  
2万円～

子育て世帯も  
安心して借り  
られるよう助  
成

利子相当分  
を一括助成

### 民間賃貸住宅 希望世帯

#### ③ 民間賃貸住宅への入居費用を助成

民間賃貸住  
宅入居の  
初期負担を  
軽減

礼金・仲介  
手数料を含  
め初期費用  
を助成

一律  
20万円

#### ④ 保証人不在者への対応

保証人がい  
ないために民間  
賃貸入居がで  
きない方を支  
援

見守り料に  
対して助成

一律  
10万円

### 公営住宅 希望世帯

#### ⑤ 公営住宅への入居費用を助成

災害公営住宅  
入居の初期負  
担を軽減

エアコンや  
ガスコンロ  
等初期整備  
費用を助成

一律  
10万円

### 全ての世帯

#### ⑥ 引越時の 転居費用を助成

引越する際の負担  
を軽減

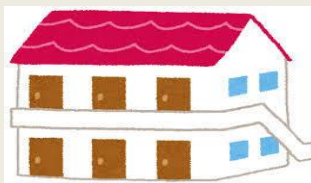
引越費用を助成

一律10万円

### 自宅再建



### 民間賃貸住宅



### 公営住宅



# ①60歳以上の方に向けた支援 ～リバースモーゲージ型融資を活用して 自宅再建する場合の利子を助成～

## リバースモーゲージ(高齢者向け返済特例)型融資とは？



ポイント  
返済は利子のみ



元金は、借入者が亡く  
なられた時に、担保の  
土地や建物を売却し返  
済する

### ●助成内容

県内で自宅を再建するために、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けた場合、その利子分に対して助成を行います。

### ●助成の考え方

○助成対象借入額 借入額のうち850万円まで  
(850万円以上借入れの場合、850万円として助成額を算定します。)

○助成額 借入額(限度額850万円)×利率(※1)×20年分

※1 借入時の住宅金融支援機構(災害復興住宅融資)の利率で計算します。

### ●上限額850万円の考え方

本県が推奨する『くまもと型復興住宅』の建設をモデル(税、付帯設備等を含めた建設費 約1,300万円)とし、自己資金等(約450万円)以外に約850万円の借入れが必要と試算。

約450万円  
自己資金等

借入 約850万円  
住宅金融支援機構(災害復興住宅融資)など

建設費 約1,300万円

### ○850万円借り入れた場合の試算

→助成額は借入額:850万円、利率:0.46%、20年を乗じて算出します。

借入金額	利子支払額(※2)		利子助成額 (B)(※3)	利子助成額 月額換算 (C)	実質返済額 (月額) (A-C)
	年額	月額(A)			
850万円	177,650円	14,804円	782,000円	3,258円	11,546円

※2 住宅金融支援機構 リバースモーゲージ型の融資(高齢者向け返済特例)の利率 2.09%(R2.5.1時点)で算定。

※3 住宅金融支援機構 災害復興住宅融資の利率 0.46%(R2.5.1時点)で算定。

このモデルで試算した場合、助成額を差し引くと月々約11,000円の実質負担となります。

【助成額】850万円×0.46%×20年＝782,000円

**利子相当額 78万2千円を一括助成します。**

## ②一定額までの利子負担を軽減 ～子育て世帯を含む多くの世帯の自宅再建を支援～

### ●助成内容

県内で自宅を再建するために、金融機関等から融資を受けた場合、その利子分に対して助成を行います。

### ●助成の考え方

○助成対象借入額 借入額のうち850万円まで

(850万円以上借入れの場合、850万円として助成額を算定します。)

○助成額 借入額(限度額850万円)と利率(※4)と実際の借入期間に基づき算定(元利均等返済の利子計算方法により算定)

※4 借入時の住宅金融支援機構(災害復興住宅融資)の利率と実際の借入契約の利率のいずれか低い利率とします。なお、変動金利の場合は借入時の住宅金融支援機構(災害復興住宅融資)の利率と初回の利子支払時の利率のいずれか低い利率とします。

### ●収入要件

○世帯収入(世帯員の合計)500万円以下(前年の課税所得証明書の収入額の合計)

○子育て世帯については、子ども1人の場合550万円、2人の場合600万円、3人以上の場合700万円に収入要件を緩和します。

○高齢者、障がい者についても、緩和措置があります。

○個人事業者等は所得で判断します。(世帯員の所得合計が350万円以下)

### ●その他

日本財団わがまち基金「被災住宅再建資金助成事業」との併用はできません。

### ①借入額850万円、利率0.46%(※5)、35年ローンの場合の試算

※5 住宅金融支援機構 災害復興住宅融資の利率 0.46%(R2.5.1時点利率)

→助成額は借入額:850万円、利率:0.46%、借入期間:35年に基づき算定します。

借入 期間(A)	返済額			利子助成額 (E)	実質返済額	
	元金(B)	利子額(C)	合計(D) (B+C)		合計(F) (D-E)	月額 (F/A/12月)
35年	8,500,000円	704,035円	9,204,035円	704,000円	8,500,035円	20,238円

このモデルで試算した場合、助成額を差し引くと月々約20,000円の実質負担となります。

### ②借入額1,000万円、利率1.0%(想定)、35年ローンの場合の試算

→助成額は限度額:850万円、利率:0.46%、借入期間:35年に基づき算定します。

借入 期間(A)	返済額			利子助成額 (E)	実質返済額	
	元金(B)	利子額(C)	合計(D) (B+C)		合計(F) (D-E)	月額 (F/A/12月)
35年	10,000,000円	1,855,786円	11,855,786円	704,000円	11,151,786円	26,552円

このモデルで試算した場合、助成額を差し引くと月々約27,000円の実質負担となります。

**【助成額】** ①、②の場合 **利子相当額 70万4千円を一括助成します。**

### ③民間賃貸住宅への入居費用を助成～入居の初期負担を軽減～

#### ●助成内容

民間賃貸住宅へ入居された際の礼金や仲介手数料などの初期費用を助成します。

#### ●助成の考え方

○一律20万円を助成

○現在入居されている借上型（みなし）仮設住宅について、個人名義の契約に切り替えられる場合も適用されます。

### ④保証人不在者への対応

#### ●助成内容

保証人がいないため、民間賃貸住宅に入居できない方が、見守り等支援機関により見守りを受けて民間賃貸住宅に入居される場合に、見守り料に対して助成します。

#### ●助成の考え方

○一律10万円を助成

### ⑤公営住宅への入居費用を助成～引越する際の負担を軽減～

#### ●助成内容

公営住宅へ入居された際に必要な備品等の初期整備費用を助成します。

#### ●助成の考え方

○一律10万円を助成

### ⑥引越時の転居費用を助成～引越する際の負担を軽減～

#### ●助成内容

仮設住宅などから自宅、民間賃貸住宅、公営住宅等へ転居された際の転居費用を助成します。

#### ●助成の考え方

○一律10万円を助成

○現在入居されている借上型（みなし）仮設住宅について、個人名義の契約に切り替えられる場合は対象となりません。

●申請手続：被災時にお住まいだった市町村で行っていただくことになります。

●詳しい内容の確認について

被災時にお住まいだった市町村の窓口、県庁健康福祉政策課すまい対策室へお問い合わせください。

●問合せ先（窓口）

○市町村窓口（被災時にお住まいだった市町村の窓口へお電話ください。）

○県庁健康福祉政策課すまい対策室 096-333-2839